

ブルーリターンAの消費税インボイス対応

令和5年10月1日から消費税インボイス制度が始まります。ブルーリターンA（以下、BRA）を利用して、消費税確定申告書を作成するためには、消費税に対応した記帳が必要になります。

インボイス制度の導入により、あらたに消費税の課税事業者となり、消費税に対応した記帳をおこなうには、BRAで設定の変更や日常取引入力の際に税区分の選択等が必要になります。

ここでは、BRA2023での消費税に対応した記帳を中心に解説します。なお、令和5年分の消費税確定申告書は、来年1月にお届けするバージョンアップ版ソフト「BRA2024」で作成してください。現行のソフト「BRA2023」では、インボイス制度に対応した確定申告書等は作成できませんので、ご注意ください。

※画面等は現在開発中のため、変更となる場合があります。

初
め
に

1. インボイス制度導入にともなうBRA2023での対応・・・2ページ

記
帳
の
準
備

2. 事業情報の設定変更・・・3ページ
3. 日常取引入力における消費税特有の操作等・・・4ページ
4. 税区分の使い方・・・5ページ
5. 軽減税率の取引がある場合・・・5ページ
6. 取引金額を入力する際の注意点・・・5ページ

記
帳

7. 取引先からインボイスを受け取れない場合・・・6ページ

申
告

8. 2割特例を適用する場合・・・6ページ

参
考

9. 簡易課税の事業区分等・・・7ページ
10. 勘定科目による消費税区分一覧・・・8ページ
11. 令和5年分のインボイス制度に関する主な税制改正・・・11ページ
12. BRA2024のバージョンアップの主な内容・・・12ページ

1. インボイス制度導入にともなうBRA2023での対応

インボイス制度導入により、免税事業者から課税事業者に変わる方やすでに課税事業者の方で、BRA2023での対応が必要な方は次のとおりです。対応が必要な方は、対応内容に沿ってBRAの設定変更や記帳方法の変更をおこなってください。

※あらたに課税事業者になる方の課税期間の開始日を令和5年10月1日として例示しています。開始日が異なる場合など、詳しくは、ご所属の青色申告会にご相談ください。

インボイス制度導入にともなう対応内容

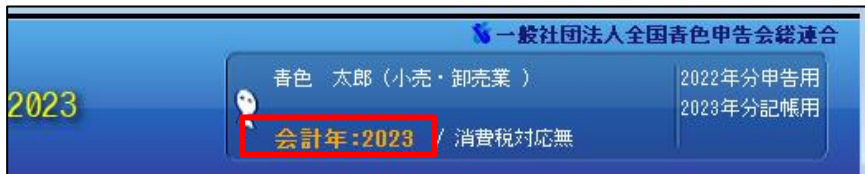
令和5年9月30日まで	令和5年10月1日から	対応 要否	対応内容
免税事業者	免税事業者	不要	—
	課税事業者（一般課税）	必要	記帳の準備（3～5ページ） 記帳（6ページ） 申告（6ページ）
	課税事業者（簡易課税）	必要	記帳の準備（3～5ページ） 申告（6ページ）
課税事業者（一般課税）	課税事業者（一般課税）	必要	記帳（6ページ）
課税事業者（簡易課税）	課税事業者（簡易課税）	不要	—

2. 事業情報の設定変更

現在、免税事業者の方が会計年の途中からあらたに課税事業者となり、消費税の記帳を始めるには、9月30日までの取引の入力完了後、以下の手順で「消費税設定」を変更する必要があります。

(1) BRA2023を起動し、会計年が2023年であることを確認します。

※会計年が2023年以外の場合は、2023年のデータに切り替えてください。



(2) メインメニューの「初期設定」→「事業情報設定」の順にクリックします。



(3) 事業情報設定画面が表示されますので、以下のように変更します。

A screenshot of the '事業情報の設定' (Business Information Settings) screen. The screen shows various fields for business information, including 'フリガナ', '事業主名', '事業所名', '会員番号', and '会計年'. Below these fields is the '消費税設定' (Consumption Tax Settings) section. Two callout boxes with arrows point to specific settings: the top box points to the '消費税設定' radio buttons, and the bottom box points to the '課税方式' (Taxation Method) radio buttons. The '消費税設定' section has two rows of radio buttons for '本年' (This Year) and '翌年' (Next Year), each with '対応' (Apply) and 'しない' (Do not apply) options. The '課税方式' section has two rows of radio buttons for '一般課税' (General Taxation) and '簡易課税' (Simplified Taxation) for both '本年' and '翌年'.

「消費税設定」を「対応する」に変更します。

消費税設定を「対応する」に変更した後、「一般課税」または「簡易課税」を選択します。

3. 日常取引入力における消費税特有の操作等

「消費税設定」を「対応する」に変更した場合、日常取引入力の際に税区分等の選択が求められます。また、「課税方式」を「一般課税」と「簡易課税」のいずれに設定するかで、税区分等の選択が求められる科目が異なるなど、次の特徴があります。

消費税特有の操作等

	一般課税	簡易課税
税区分の入力が求められる科目 (8ページ参照)	すべての科目を対象に税区分の入力が必要です。	主に「収入」の科目を対象に税区分の入力が必要です。
税区分の自動補完等	「資産」および「負債」の科目の多くは税区分欄に「8：税外等」が自動補完されます。	「資産」「負債」「経費」の科目の多くは税区分欄が入力不要のため、カーソルは移動しません。
課税仕入れに係る経過措置 (11ページ参照)	「インボイス無し」欄で「無し」を設定すると、伝票番号欄に「措」マークが付与されます。	—
一般課税・簡易課税で共通する動作	税区分に「軽減 8%」を設定すると、伝票番号欄に「軽」マークが付与されます。	
税込／税抜	B R Aの消費税確定申告書の作成は、税込経理方式を前提に設計していますので、取引の入力時には原則として税込の金額で入力してください。 ※税抜経理の記帳をおこなった場合、消費税確定申告書と附表の計算には対応していませんのでご注意ください。	

4. 税区分の使い方

消費税の税区分は、一般課税と簡易課税で次のとおり使用します。

税区分の使い分け

税区分		一般課税	簡易課税
1：課税10%	1：軽減8%	課税取引で使用 使用しない	第1種事業から第6種事業のいずれかを割り当て (7ページ参照)
2：課税10%	2：軽減8%		
3：課税10%	3：軽減8%		
4：課税10%	4：軽減8%		
5：課税10%	5：軽減8%		
6：課税10%	6：軽減8%		
7：混合10%	7：混軽8%	課税・非課税・不課税の混合取引で使用	
0：非課税		非課税取引で使用	
8：税外等		不課税または免税取引で使用	

※2 割特例（11ページ参照）を適用する場合であっても、BRAでの日常取引の入力は一般課税・簡易課税ともに、通常の方法でおこなってください。

消費税区分選択画面

年 月 日	伝票 番号	コード	科目 補助科目	税区分	摘要	収入金額 税区分	支払金額 税区分	差引残高	インボイス 無し
23 1 1					開始残高	0		0	
23 10 1			400 売上	1:課税10%	あさひ産業 納品書No.1	10,000		10,000	

消費税込分のリストから
税区分を選択します。

5. 軽減税率の取引がある場合

軽減税率8%が適用された取引は、税区分に「軽減8%」を設定してください。設定すると、伝票番号欄に「軽」マークが付与されます。

なお、軽減税率8%が適用された取引には帳簿に「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」の記載が求められます。

6. 取引金額を入力する際の注意点

BRAの消費税確定申告書の作成は、税込経理方式を前提に設計していますので、取引の入力時には原則として税込の金額で入力してください。

※税抜経理の記帳をおこなった場合、消費税確定申告書と付表の計算には対応していませんのでご留意ください。

7. 取引先からインボイスを受け取れない場合

一般課税の課税事業者でインボイスが発行できない免税事業者等からの課税仕入れの取引では、「インボイス無し」欄で「無し」を設定してください。課税仕入れに係る経過措置（11ページ参照）の対象となる取引として登録されます。

ただし、少額特例（11ページ参照）の対象となる取引（税込1万円未満）の場合は、空欄のままにしてください。

※簡易課税の課税事業者については、インボイス無し欄の設定は不要です。

「インボイス無し」欄の使い方

取引金額	インボイスの有無	「インボイス無し」欄の選択
税込1万円未満 (少額特例の対象となる取引の場合)	インボイス有り	空欄
	インボイス無し	空欄
税込1万円以上	インボイス有り	空欄
	インボイス無し	「無し」

仕訳帳入力画面の「インボイス無し」欄

年 月 日	伝票 番号	金額 税区分	コード	借方科目 補助科目	摘要	コード	貸方科目 補助科目	金額 税区分	インボイス 無し	複 合
23 10 1	1	9,900	604	仕入	あさひ商店 仕入	100	現金	9,900		
		1:課税10%						8:税外等		
23 10 3	2	8,800	604	仕入	こだま商店 仕入	100	現金	8,800		
		1:課税10%						8:税外等		
23 10 10	3	22,000	604	仕入	ひかり商店 仕入	100	現金	22,000		
		1:課税10%						8:税外等		
23 10 20	措4	33,000	604	仕入	のぞみ商店 仕入	100	現金	33,000	無し	
		1:課税10%						8:税外等		

8. 2割特例を適用する場合

免税事業者がインボイス発行事業者の登録をしたときは、消費税の申告時に2割特例（11ページ参照）を選択できます。

BRAでは、消費税申告書作成時に2割特例が選択できる機能を搭載しますので、日常取引の入力は一般課税・簡易課税ともに、通常の方法でおこなってください。

9. 簡易課税の事業区分等

事業区分の一覧

事業区分 (みなし仕入率)	主な事業内容
第1種事業 (90%)	卸売業（購入した商品とその性質、形状を変更しないで他の事業者販売する事業）
第2種事業 (80%)	小売業（購入した商品とその性質、形状を変更しないで消費者に販売する事業、製造小売業を除く） 農業・林業・漁業のうち軽減税率が適用される飲食料品の譲渡の部分
第3種事業 (70%)	農業・林業・漁業（第2種事業に該当する部分を除く）、鉱業、建設業、製造業（製造小売業を含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業 ※加工賃等を受け取り役務を提供するものは第4種事業に該当します。
第4種事業 (60%)	第1種、第2種、第3種、第5種、第6種の各事業に該当しない事業 ※具体的には飲食店業、加工賃等を受け取り役務を提供する事業、事業用固定資産の売却収入等が該当します。
第5種事業 (50%)	運輸通信業、金融業、保険業、サービス業（飲食店業に該当する事業を除く）
第6種事業 (40%)	不動産業

消費税・帳簿への法定記載事項

①	取引年月日
②	取引内容（軽減税率対象資産の譲渡等に係るものである旨を含む）
③	取引の相手方の氏名または名称
④	取引金額

10. 勘定科目による消費税区分一覧

■一般の事業

勘定科目			具体例および注意事項	消費税区分	
区分	コード	科目名			
収入	400	売上	本年中の商品等の売上（内容により〔非課税〕あり）	課税	
			社会保険診療収入、商品券等を販売した収入	非課税	
			事業用消費、国外資産の譲渡収入	税外等	
	440	自家消費	棚卸資産を家事のために消費した場合など（家事用消費）	課税	
	441	雑収入	空箱・作業くずの売却金額など、事業にともなって生じた収入（内容により〔非課税〕〔税外等〕あり）	課税	
売上価	604	仕入	商品の仕入（内容により〔非課税〕あり）	課税	
			商品券等を仕入した代金、仕入にともなう運送保険料	非課税	
必要経費	700	租税公課	個人事業税、消費税・地方消費税、事業に使用している土地・建物等の固定資産税、印紙税（印紙代）、自動車税などの税金 ※所得税・復興特別所得税・個人住民税は必要経費になりません。 青色申告会・商工会議所・商工会・商店会などの通常会費や組合費	税外等	
			荷造費用、配送業者等へ支払う国内運送費（保険料部分は〔非課税〕〔税外等〕あり）		課税
		701	荷造運賃	国際運賃	税外等
		702	水道光熱費	上下水道料・電気代・ガス代等	課税
		703	旅費交通費	国内の移動にかかる電車代、バス代、タクシー代、宿泊費、時間貸駐車場代	課税
		704	通信費	国内の電話料、切手・はがき代、郵送料、電報料、FAX利用料、インターネット利用料	課税
				国際通信、国際郵便料金	税外等
		705	広告宣伝費	新聞・雑誌・ラジオ・テレビ・チラシ等の広告費用、広告用のカレンダー・うちわ等の製作費、ショーウィンドーの陳列装飾のための費用	課税
				広告のために無償配布する各種プリペイドカードなどの購入費	税外等
		706	接待交際費	接待飲食費、祝品・果物・生花・花輪代等の慶弔費	課税
				祝金、見舞金、香典、餞別等の現金で支出する慶弔費 商品券、ビール券、プリペイドカード等の購入費	税外等 非課税
		707	損害保険料	事業に使用している資産に関する火災保険料・地震保険料・自動車損害保険料等	非課税
		708	修繕費	店舗・車両・機械・器具備品等の事業用資産の修理・メンテナンス費	課税
		709	消耗品費	帳簿・文房具・用紙など事務用品の購入、ガソリンなどの消耗品の購入、使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満の什器備品の購入費	課税
	711	福利厚生費	事業主が負担すべき従業員の健康保険・厚生年金・雇用保険などの保険料や掛金	非課税	
			従業員の慶弔にともない現金で支給する祝金、見舞金等	税外等	
			慰安旅行費（事業主の実費負担額）、祝品・花輪代等の慶弔費	課税	
	712	給料賃金	従業員（パート・アルバイト含む）への給与、賞与、退職金	税外等	
			従業員（パート・アルバイト含む）への通勤手当（通常必要と認められる部分の金額）	課税	
	713	外注工賃	修理加工などで外部に注文して支払った加工賃や手間賃	課税	
	714	利子割引料	事業用資金の借入金等の利子、受取手形の割引料	非課税	

必要経費	715	地代家賃	店舗・事務所・倉庫等の使用料、通常の駐車場代、貸借期間が1か月未満の土地の使用料	課税	
			貸借期間が1か月以上の土地の使用料、居住用として契約する建物等の一部を事業用に使用する費用	非課税	
	716	貸倒金	売掛金、受取手形、貸付金などの貸倒損失 ※課税事業者の時の課税取引にかかわる売掛金等について生じた貸倒金は「貸倒れに係る税額控除」となります。		税外等
			717	雑費	事業上の費用で他の経費にあてはまらないもの
		心付け、車代等対価性のないもの			税外等
	781	専従者給与	青色事業専従者への給与、賞与		税外等

■不動産賃貸業

勘定科目			具体例および注意事項	消費税区分	
区分	コード	科目名			
収入	402	賃貸料	貸付期間が1か月以上の住宅（契約で居住用が明らかなもの）や土地の貸付料収入	非課税	
			貸付期間が1か月未満の住宅や土地の貸付料収入	課税	
			店舗、事務所、駐車場（一定の場合を除く）等の貸付料収入	課税	
	403	礼金権利金更新料	礼金	住宅（契約で居住用が明らかなもの）や土地の貸付けに関する部分	非課税
				店舗、事務所等の貸付けに関する部分	課税
			権利金・更新料（返済義務のない部分）	貸付期間が1か月以上の住宅（契約で居住用が明らかなもの）や土地の貸付けに関する部分	非課税
				貸付期間が1か月未満の住宅や土地の貸付けに関する部分	課税
				店舗、事務所等の貸付けに関する部分	課税
	442	その他収入	敷金、保証金（返済義務のない部分）	貸付期間が1か月以上の住宅（契約で居住用が明らかなもの）や土地の貸付けに関する部分	非課税
				貸付期間が1か月未満の住宅や土地の貸付けに関する部分	課税
				店舗、事務所等の貸付けに関する部分	課税
			その他の収入（内容により [非課税][税外等] あり）	課税	
必要経費	700	租税公課	貸付用の土地・建物についての固定資産税、個人事業税、不動産取得税、登録免許税、印紙税（印紙代）、消費税・地方消費税などの税金 ※所得税・復興特別所得税・個人住民税は必要経費になりません。 青色申告会・商工会議所・商工会・商店会などの通常会費や組合費	税外等	
			707	損害保険料	貸付用の建物などについての火災保険料・地震保険料
	708	修繕費	貸付用の建物など事業用資産の修繕費用	課税	
	720	借入金利子	賃貸している建物等を取得するために要した借入金の利子	非課税	
	715	地代家賃	貸付用に借用した土地や住宅の使用料	非課税	
			土地や住宅以外のもの	課税	
	712	給料賃金	従業員への給与、賞与、退職金	税外等	
			通勤手当（通常必要と認められる部分の金額）	課税	
	721	その他の経費	物品購入費等対価性のあるもの	課税	
慶弔費、餞別などの現金支出			税外等		
商品券・ビール券・プリペイドカードなどの購入費			非課税		
	781	専従者給与	青色事業専従者への給与、賞与		税外等

■農業

勘定科目			具体例および注意事項	消費税区分	
区分	コード	科目名			
収入	404	販売金額	本年中の農産物の販売（内容により〔税外等〕あり）	課税	
	440	自家消費	販売用の農産物等の家事消費	課税	
			販売用の農産物等を販売促進等のために無償提供した場合	税外等	
441	雑収入	事業に付随して得る収入、副産物の売却	課税		
		対価性のない補助金、受取共済金、価格差補てん金	税外等		
必要経費	700	租税公課	個人事業税、消費税・地方消費税、農地等にかかる固定資産税、印紙税（印紙代）、自動車税などの税金 ※所得税・復興特別所得税・個人住民税は必要経費になりません。 青色申告会や農業協同組合などの通常会費	税外等	
	725	種苗費	種もみ、苗類、種いも等の購入	課税	
	726	素畜費	自給により事業消費した場合を除く （自給分は税外等）	子牛、子豚、ひな等の取得費、取引運賃等、種付料、登録料等	課税
	727	肥料費	肥料の購入費、たいきゅう肥の原材料費	課税	
	728	飼料費	飼料の購入費、自給飼料作物生産にかかる費用	課税	
	729	農具費	バケツ、スコップ、ほうき、小農機具など使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満の農具の購入	課税	
	730	農薬費	作物の病虫害防除や除草のための薬剤の購入	課税	
	731	衛生費	家畜の医療費、薬品などの購入	課税	
	732	諸材料費	農畜産物の生産に直接必要なビニール、むしろ、なわ、釘、針金などの諸材料の購入	課税	
	708	修繕費	農業用機械、車両、建物などの事業用資産の修繕費用	課税	
	733	動力光熱費	農業用機械、車両、施設にかかった水道料、電気料、ガス代、ガソリンや灯油などの燃料の費用	課税	
	734	作業用衣料費	農作業に必要な衣類、長靴、地下足袋、帽子等の購入	課税	
	735	農業共済掛金	水稻・果樹・家畜などの共済掛金、農業用資産にたいする火災保険料、車両の保険料、野菜・飼料・卵価などの価格安定制度の掛金等	非課税	
	736	荷造運賃手数料	生産物の販売に要した袋等の購入費用、市場手数料、農協手数料、国内運送費、検査料、と畜料、紹介料や仲介料等	課税	
			国際運賃	税外等	
	737	雇人費	農業の生産および販売のための常雇・臨時雇の労賃	税外等	
			雇人の賄費、交通費	課税	
	714	利子割引料	事業用資金の借入金等の利子、受取手形の割引料	非課税	
	738	地代・賃貸料	小作料（受託耕作の場合は〔課税〕）	非課税	
			事業用建物の賃借料、駐車場代（一定の場合を除く）	課税	
739	土地改良費	客土や揚排水施設などにかかった支出で償却費相当分、毎年の維持管理費	課税		
		経常賦課金、道路や用水路等にかかる特別賦課金	税外等		
717	雑費	農業経営上の費用で他の経費にあてはまらないもの	物品購入費等対価性のあるもの	課税	
			心付け、車代等対価性のないもの	税外等	
781	専従者給与	青色事業専従者への給与、賞与	税外等		

1 1. 令和 5 年分のインボイス制度に関する主な税制改正

令和 5 年分のインボイス制度に関する主な税制改正として、次の改正がおこなわれました。

(1) 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置（80%控除・50%控除）

インボイスが発行できない免税事業者等からの課税仕入れは、原則として仕入税額控除を受けられません。ただし、制度開始後 6 年間は仕入税額相当額の一定割合を控除できる経過措置が設けられています。

※この経過措置を適用するためには、対象となる課税仕入れである旨を記載した帳簿の保存以外に、区分記載請求書と同様の事項が記載された請求書等の保存が必要です。

免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

期 間	割 合
令和 5 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日まで	仕入税額相当額の 80%
令和 8 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日まで	仕入税額相当額の 50%

(2) 一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置（少額特例）

令和 11 年 9 月 30 日までの税込 1 万円未満の課税仕入れは、インボイスの保存がなくても通常の消費税にかかわる記帳をおこなった帳簿を保存することで、仕入税額控除を適用できます。

※少額特例は、基準期間の課税売上げが 1 億円を超える場合、特定期間の課税売上げが 5,000 万円を超える場合などには適用できません。

(3) インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置（2 割特例）

免税事業者がインボイス発行事業者の登録をしたときは、個人であれば令和 8 年分まで売上げに係る消費税額の 2 割を納付税額とする 2 割特例を選択できます。

※2 割特例は前々年（基準期間）の課税売上高が 1,000 万円を超えると、調整対象固定資産を取得（消費税課税事業者選択届出書を提出した事業者に限る）または高額特定資産を取得したときには適用されません。

12. BRA2024のバージョンアップの主な内容

BRA2024では、以下のような機能改修等を予定しています。

(1) 取引内容チェック機能の拡充

少額特例の対象となる可能性のある取引において、「インボイス無し」欄で「無し」を選択した場合、日常取引の入力時および青色申告決算書作成時に、注意喚起のメッセージを表示します。

(2) 検索機能の拡充

少額特例の対象となる可能性のある取引をかんたんに検索できるよう、検索画面に対象の取引を絞り込む機能を新設します。

(3) 消費税等区分計算書の見直し

消費税等区分計算書に、「インボイス無し」欄で「無し」を選択した取引の合計金額を表示する列を追加します。

(4) 会計年の途中から課税事業者になった場合の対応と2割特例での申告書作成機能

消費税確定申告書の作成時に、課税期間の開始日と2割特例の適用を設定できる画面を新設します。

(5) 消費税確定申告書の様式変更および附表の追加

令和5年分消費税確定申告書において、確定申告書第一表（一般用／簡易課税用）、附表2-1～2-3、還付申告に関する明細書の様式変更や附表6の追加等が予定されています。BRA2024では新様式に対応した所要の改修をおこないます。

ブルーリターンAの消費税インボイス対応

発行日 令和5年9月1日

編集・発行 株式会社ゼンアオイロ

東京都千代田区神田駿河台2-9